

公告 第283号

令和7年1月15日

和歌山県農協健康保険組合
理事長 坂東 紀好



下記のとおり、令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限および適用期間を公告します。

なお、健康保険法第47条第2号に規定する令和6年9月30日における当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額の平均標準報酬月額を任意継続被保険者の標準報酬月額の上限とします。

記

平均標準報酬月額 280,000円

適用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで